

～資格取得を目指す、ひとり親家庭のお母さん・お父さんを応援します！！～

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

### ■ 制度内容 ■

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、就業や転職によって自立や生活の安定を図るため、高卒認定試験の対策講座を受講した場合に、その費用の一部を助成するものです。

### ■ 高卒認定試験について ■

様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力はあるかどうかを認定するための試験です。毎年8月と11月の年2回実施されています。

(大学入学資格検定(大検)は、平成17年度より高等学校卒業程度認定試験にかわっています。)

高卒認定試験に合格すると・・・

- ・ **大学、短大、専門学校の受験資格**が得られます
- ・ **就職や試験資格の受験にも活用**できます

【試験に関するお問い合わせ先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課



### ■ 対象者 ■

市内在住で20歳未満の子を扶養し、次の要件を全て満たしているひとり親家庭の親または児童

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にある方
- ② 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、高卒認定資格に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ③ 過去に受講終了時給付金及び合格時給付金を受給していない方

### ■ 対象講座 ■

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は本事業の対象となりません。

～資格取得を目指す、ひとり親家庭のお母さん・お父さんを応援します！！～

## ■ 給付額 ■

支給区分	給付額
①受講開始時給付金	対象講座の入学料・受講料の30%（上限7万5千円、下限4千円）
②受講修了時給付金	対象講座の入学料・受講料の40%から①を引いた額 （①と合わせて上限10万円、下限4千円）
③合格時給付金	受講費等の20%（①及び②と合わせて上限15万円）

次の費用は受講費に含まれません。

1. 高卒認定試験の受験料
2. 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
3. 講座の補講費
4. 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
5. 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
6. 受講のための交通費

## ■ 給付までの流れ ■

①事前相談（お早めに市担当窓口にご相談ください） ⇒ ②講座指定申請書を提出 ⇒ ③審査及び対象講座指定通知 ⇒ ④受講開始 ⇒ ⑤受講開始時給付金申請書提出 ⇒ ⑥給付金の支給 ⇒ ⑦受講修了 ⇒ ⑧受講修了時給付金申請書提出 ⇒ ⑨給付金の支給  
⇒ ⑩高卒認定試験（毎年8月・11月の年2回実施）を受験 ⇒ ⑪受講修了後2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格 ⇒ ⑫合格時給付金申請書提出 ⇒ ⑬給付金の支給

## ■ 申請手続 ■

### 〈事前相談〉

支給を受けるには、必ず事前相談が必要となります。

希望する職種や生活状況等についてお伺いします。

なお、受講する方が児童の場合、事前相談の際に児童も来庁してください。

### 〈申請〉

手続については、こども支援課へ相談してください。

☐問合せ☐ 白河市こども未来室こども支援課子育て支援係 ☎0248-28-5521